



2021年5月13日

各位

会社名 エイバックス株式会社
 代表者名 代表取締役社長CEO 黒岩克巳
 (コード番号:7860 東証一部)
 問い合わせ先 代表取締役CFO 林 真司
 TEL03-6447-5366

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第34期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)機動的な資本政策及び配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当を株主総会のみならず取締役会の決議によっても行うことができるよう、変更を行うものであります。
 (2)その他、上記の変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| (新設) | <u>(剰余金の配当の決定機関)</u> 第39条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議により会社法第459条1項各号に定める事項を決定することができる。</u> |
| (期末配当金の支払) 第39条 当社は、 <u>株主総会の決議によって、</u> 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。 | (期末配当金の支払) 第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。 |
| (中間配当金の支払) 第40条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、</u> 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、 <u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を</u> することができる。 | (中間配当金の支払) 第41条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、 <u>金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を</u> することができる。 |
| | 以下条数繰り下げ |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2021年6月25日(金)
 定款変更の効力発生日 : 2021年6月25日(金)

以上